

自動販売機設置場所貸付けに係る仕様書

【目的】

環境意識の定着化及び自動販売機の付加機能の多様化を踏まえ、市民の安全・安心な生活の確保と利便性向上を目的として自動販売機を設置する。

1 貸付場所及び貸付面積（種別、設置台数）

- ・豊田市役所南庁舎始め34施設

「別紙1_貸付物件一覧」及び「別紙2_物件調書」を参照

2 貸付期間

令和4年9月1日から令和9年8月31日まで

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置事業者の遵守事項

(1) 大きさ及びデザイン

ア 1台当たりおよそ幅1,500mm×奥行950mm×高さ2,000mm程度
(後述する回収ボックスを含まない。)

※ただし、設置により施設利用者の通行の妨げとなるおそれがある場合には、協議の上、設置スペースや自動販売機の大きさを決定すること。

イ ユニバーサルデザインに配慮すること。

ウ 設置する自動販売機は正面に広告スペースを有するものとし、広告スペース内は豊田市の要請に従い内容を変更できること。当初の広告スペースの内容については、豊田市と協議の上決定する。

(2) 基本機能

ア 「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

イ 地球温暖化係数(GWP)の低い、二酸化炭素(CO₂)、炭化水素(HC)、又はハイドロフルオロオレフィン(HFO1234yf)等を冷媒として採用した機種とする。

ウ 環境省が公表している「グリーン購入の調達者の手引き(R4.2)」の基準に適合すること。

エ 新500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること。

※ただし、新500円硬貨対応機器の調達が困難な場合は、豊田市と設置事業者の協議の上、令和6年3月末までを目安にできる限り早期に導入できるように努めること。

(3) 付加機能

設置する自動販売機については、「別紙1_貸付物件一覧」に指定のとおり付加機能を備えること。なお、各付加機能の詳細については、以下のとおりとする。

ア 災害時の支援機能

災害発生時に、豊田市が飲食料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内の在庫飲食料を設置業者の負担により無償で提供できる機能を有していること。

イ ラッピング機能

設置する自動販売機にはラッピングを施し、市政をPRすることが可能であること。ラッピングについては「WE LOVE とよたのロゴ」及び市政PRができる内容を入れるものとする。当初設置時のラッピングに係る費用については、設置業者の負担とする。

本案件において設置途中におけるラッピングの変更は考慮しないものとするが、必要に応じて市の負担によりラッピングを変更することが可能であること。

当初設置時のラッピングデザインについては、豊田市と設置事業者の協議の上決定する。

ウ Wi-Fiについて

自動販売機を設置にあたり、無線LAN (Wi-Fi) 機能を設置し、自動販売機周辺又は隣接する施設において、無料Wi-Fiスポットを提供すること。

Wi-Fiの詳細仕様に関しては、「別紙3_Wi-Fi共通仕様」を参照すること。なお、Wi-Fiの設置及び契約満了時の撤去に係る費用、その他運用・保守に係る諸経費（通信費を含む。）については、全て設置事業者の負担とする。

エ キャッシュレス対応について

キャッシュレス決済として、スマートフォン決済と非接触型ICカードの対応ができること。非接触型ICカードは、交通系及び流通系の電子マネーの使用が可能とすること。

※キャッシュレス対応機器の調達が困難な場合は、豊田市と設置事業者の協議の上、できる限り早期に導入できるように努めるとともに、機器の数量に限りがある場合は、優先的に導入する施設を決定すること。

(4) 安全対策

ア 転倒防止

自動販売機の設置にあたっては、JIS規格「自動販売機の据付基準」、日本自動販売機工業会「自動販売機据付基準」に沿って耐震対策を施すこと。その際、できる限り庁舎等の建物の躯体に負担がかからない方法で、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

イ 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

ウ 防 犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(5) 使用済み容器の回収

ア 回収ボックスの設置

販売する飲料水等の容器を種類別に分別できるよう、販売種別に応じた数の回収ボックスを設置すること。

イ 回収ボックスの規格

(ア) 素材は、プラスチック製又は金属製とし、設置場所に適したデザインとする。

(イ) 容積は、回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とする。

(ウ) 使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図ること。

ウ 使用済み容器の処理

回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れないよう、随時回収を行うこと。また、容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号)など、関係法令に基づいて適切に処理すること。

(6) 自動販売機の維持管理

ア 商品の補充及び変更、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。

イ 消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこと。

ウ 専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。

エ 自動販売機の故障や問合せについては、筐体に連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

4 販売商品の種類等

(1) 販売品目

ア 5種類以上の清涼飲料水等とし、タバコ、酒類及びその類似品の販売は行わないこと。

イ 缶又はペットボトル等の密閉式容器とすること。

ウ 販売品目の詳細については、契約後に豊田市及び設置事業者の協議の上決定するものとする。

(2) 価格

標準販売価格以下とする。

5 貸付料

年額の貸付料は、契約金額の総額を5等分したものとし、毎年4月及び10月に年額の半分を前納すること。ただし、令和4年度及び令和9年度の貸付料は月割りをもって計算した額とし、令和4年度分は10月、令和9年度は4月に前納する。

6 費用負担

- (1) 自動販売機及び附帯電気設備の設置並びに契約満了時の撤去に係る費用、その他販売に係る諸経費については、全て設置事業者の負担とする。なお、設置に当たり新たな電気工事を必要とする場合は、あらかじめ豊田市の承認を受け、設置事業者の負担にて工事を実施すること。また、必要な電気工事は、電気関係法令を遵守して施工すること。
- (2) 自動販売機の設置・運営に係る電気料は設置事業者の負担とする。
- (3) 電気料金を計測するための子メーター（計量法により検定したもので、検定有効期間内であるもの）を、設置事業者の負担により設置し、使用実績に基づいた光熱水費を、豊田市が指定する期日までに全額納入すること。

7 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、設置事業者の責にて原状に回復して豊田市の確認を受けなければならない。

8 自動販売機設置に伴う事故

豊田市の責めに帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責めを負う。

9 商品等の盗難及び破損

- (1) 豊田市の責めに帰することが明らかな場合を除き、豊田市はその責めを負わない。
- (2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

10 報告書の提出

(1) 定期報告

下記について、定期的に豊田市へ報告書を提出すること。

- ・商品の月売上本数
- ・月売上金額（現金と現金以外の売上内訳も分かるようにすること）
- ・電力使用料
- ・Wi-Fiの利用状況

(2) 臨時報告

自動販売機の設置、運営及び撤去に関して事故、盗難、破損等緊急の事案が発生した場合は、速やかに豊田市に報告すること。

11 その他

この仕様書に記載されていること以外に疑義が生じた場合は、豊田市と設置事業者の協議によって決定するものとする。